

協議事項 1
(即付議議案第 5 3 号)

1 協議事項名

徳島県教育振興審議会に対する諮問について

2 協議理由

徳島県教育振興審議会設置条例第 1 条に基づき、徳島県教育振興審議会に対し別紙のとおり諮問する必要があるため

3 関係法令

徳島県教育振興審議会設置条例（平成 6 年徳島県条例第 2 0 号）

教育創生課

徳島県教育振興審議会会長 殿

徳島県教育委員会教育長 美馬 持仁

徳島県教育振興計画の策定について（諮問）

このことについて、徳島県教育振興審議会設置条例第1条の規定に基づき、次のとおり理由を付して意見を求めます。

理由

本県では、平成12年3月に「徳島県教育振興基本構想」（徳島「学び」プラン21）を策定して以来、平成20年10月に「徳島県教育振興計画」、平成25年3月には「徳島県教育振興計画（第2期）」（「阿波っ子みらい教育プラン」）を策定し、本県の実情を踏まえた各種教育施策の推進に、総合的かつ計画的に取り組んできた。

この間、グローバル化や情報化の進展、少子高齢化の進行など、社会情勢はめまぐるしく変動し、人口減少社会への対応や、地方創生の原動力となる将来を担う「人づくり」が喫緊の課題とされるなど、教育を取り巻く環境は急速に変化している。

このような変化の激しい時代を生きる子どもたちには、顕在化する様々な課題の解決に向けて、新たな視点や発想に基づく価値を創造し、自らの行動により、未来を切り拓いていく力を身に付けさせる教育が強く求められている。

本県では、平成27年12月、知事と県教育委員会が緊密に連携することにより「徳島教育大綱」を策定し、「とくしまの未来を切り拓く、夢あふれる『人財』の育成」を教育施策の根本となる基本方針として定めたところである。これに伴い、大綱の行動計画として位置付けられた「徳島県教育振興計画」について、現計画の成果と課題を踏まえつつ、大綱で明確にされた本県教育の基本方針に基づき、改めて今後講ずるべき施策等を定める必要がある。

徳島県教育振興審議会設置条例

(平成六年三月二十八日徳島県条例第二十号)

(設置)

第一条 徳島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、徳島県の教育の振興に関する重要事項を調査審議するため、教育委員会の附属機関として、徳島県教育振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第二条 審議会は、委員五十人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 審議会に、会長一人及び副会長二人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する順序に従い、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第五条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長及び副部会長各一人を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

- 1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 徳島県産業教育審議会条例（昭和六十年徳島県条例第三十二号）は、廃止する。